

令和6年度
富田林市立児童館 小学生活動



あおぞらコース

利用の手引き



児童館では、児童の健やかな成長を願い、
将来への社会的・精神的な自立に向けて、
自主的に行動できるように支援していきます。そのために、
☆自分を大切にする子 ☆他人(ひと)を大切にする子 ☆物を大切にする子
の育成をめざして活動します。

富田林市立児童館

〒584-0024 富田林市若松町1-7-47

でんわ ☎

0721-25-0666

0721-25-0623

両方の番号を使用します

メール ✉

jidoukan@city.tondabayashi.lg.jp



←メールアドレス表示

この手引きは
1年間大切に保管してください

小学生活動について(あおぞらコース)

< 登録対象 >

富田林市内に在住する小学1年生～6年生で、行き帰りの安全が確保できる児童。

< 利用料・諸費 >

- ・ 利用料は無料です。ただし活動によっては、参加費が必要な場合があります。
- ・ 諸費として、保険料の一部負担と雑費、1人400円が、登録時に必要です。

< 活動日・活動時間 >

○月曜日～金曜日

- ・ 放課後～午後5時
- ・ 午前9時～午後5時(長期休み・小学校代休日)

○土曜日

午前9時～午後4時

〈1日のスケジュール〉	
9:30	朝の会(参加者確認) 活動
12:00	昼食
13:00	活動
16:50	終わりの会 (土曜日は15:50)
17:00	退館 (土曜日は16:00)

< 活動休み >

お盆	...	8月13日(火)・14日(水)
年末年始	...	12月29日(日)～翌年1月3日(金)
その他	...	日曜日、国民の祝日に関する法律規定する休日

< 昼食について >

- ・ 館内で昼食をとることができます。各自持参してください。(12:00～12:45)
- ・ お菓子、ジュースの飲食はできません。

活動内容

スポーツ・工作・自由遊び・館外活動・地域のイベント参加
絵本タイム・学習・レクリエーション・季節のイベント・清掃活動など

行き帰りについて

- ・ 学校が終わってから児童館に来る場合は、家に帰ってランドセルを置き、おうちの人に「児童館に行きます」と言ってから来てください。
- ・ 活動時間内はいつでも来て、帰ることができます。

もちもの・服装について

- ・ 学校へ持って行ってはいけない物は、持ってこないでください。
- ・ 児童館内で携帯電話を使わないでください。
- ・ タブレットを使うことはできません。
- ・ スポーツドリンクは、決められた期間以外持ってこれません。
- ・ 運動靴で来てください。
- ・ ピアスはつけしないでください。



もってくるもの

- ・ 自転車で来ることができます。
決められた場所に置いてください。
- ・ おかし、ジュースは食べたり飲んだりできません。

- ・ 水筒 ・ ハンカチ

※全てのもちものに名前を記入してください。



保護者の方へ

- ・ 児童の来館途中、退館途中の怪我、事故等については各家庭の責任で対応してください。
- ・ 窓ガラス、備品などを破損した場合、実費弁償していただきます。
- ・ 引越し等で利用できなくなる場合は「登録抹消依頼書」を、登録の途中でひまわりコースに変更する等の場合は「登録コース変更依頼書」を提出してください。ただし諸費の返金はありません。
- ・ 集団生活を乱し、児童館活動に支障をきたしたとき、登録を抹消していただくことがあります。

メールアドレスの登録について

小学生活動に登録された児童の保護者の皆様へ、

メールアドレスの登録をお願いしております。

児童館だより配布時や、昼食の必要な日、災害時の対応、イベントのお知らせなどをメールでお送りしています。また、メールでお休み、早退などの連絡をお送りいただけます。

メールアドレスの登録に、ご協力をお願いします。

登録方法

① 右の二次元コードで児童館のアドレスを読み込む。

または下記アドレスを送信先に入力する。

jidoukan@city.tondabayashi.lg.jp

② 件名に保護者氏名、児童名を入力し、送信する。





お休み、遅刻、早退の連絡を メールでも受け付けます。(当日分)

《お休み・遅刻の連絡が必要な場合》

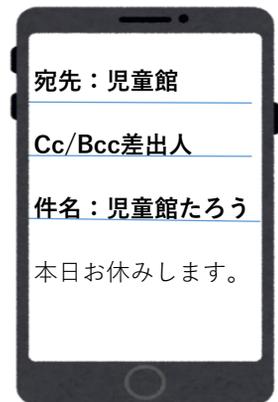
- ・申し込み制の活動等に参加する場合。

《注意事項》

- ・メールアドレスの登録をおこなってください。(3ページ参照)
- ・登録したアドレスで、送信してください。
(他のアドレスからのメールは、受け付けることができません。)
- ・お休み等をする当日の、児童館指定の受け付け時間内に送ってください。その時間以外のメールは、受付できません。
- ・緊急を要する場合、各種感染症に関する場合は、電話で連絡してください。
- ・お休み、遅刻・早退以外の内容(質問等)は、送らないでください。

《送信の仕方》

- ① 件名に「児童氏名」を入力。
きょうだい同時の場合は、それぞれの児童氏名を入力。
- ② 本文に「お休み」、「遅刻・時間」、
「早退・時間」を入力。



《メール受付時間》

当日午前0時 ~ 午前9時30分

9時30分以降の連絡は、電話または連絡ノートにてお願いします。

※受付完了のメール等はお送りしません。

台風時の対応について

対象は、富田林市に**暴風警報** または **大雨・洪水警報** が発令された場合です。

◎ 学校登校日の場合

時間	警報発令中	警報解除
9:00現在	自宅待機	弁当持参で来館可能
9:00過ぎ～正午	自宅待機	自宅で昼食を済ませ、 午後1時～来館可能
正午過ぎ～下校前	活動休み	
下校後～活動終了時間	警報が発令された場合、その時刻から活動中止。 お迎えをお願いします。	

◎ 学校休校日(土曜日、長期休み、代休)の 来館前 の場合

時間	警報発令中	警報解除
8:30現在	自宅待機 (給食なし)	来館時の安全のが確保できる場合、 来館可能(給食あり)
8:30過ぎ～正午	自宅待機 (給食なし)	自宅で昼食を済ませ、 来館時の安全が確保できる場合、 午後1時～来館可能(給食なし)
正午を過ぎてからも警報が発令されている場合、活動休み。		

◎ 学校休校日(土曜日、長期休み、代休)の 活動中 の場合

時間	警報が発令された場合
9:00～正午	その時刻から活動中止、昼食を食べません。 お迎えをお願いします。
正午すぎ～ 活動終了時間	昼食を済ませてから、活動中止。 お迎えをお願いします。

伝染病やインフルエンザの対応について

伝染病等に感染した場合は、必ず児童館まで連絡し、全快するまで休ませてください。

◎ 学校閉鎖等 になった場合

小学校	学校閉鎖	学年・学級閉鎖	出席停止
児童館	該当学校は 来館停止	該当学年・学級は 来館停止	該当児童は 来館停止

◎ インフルエンザ による出席停止期間について

発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで休ませてください。

☆発症後2日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	来館可能

☆発症後4日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	来館可能

◎ 新型コロナウイルス による出席停止期間について

発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで休ませてください。

☆発症後2日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	来館可能

☆発症後4日目に解熱した場合

発症日	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
発症	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	来館可能

地震が発生したとき

震度5以上の地震が発生したときは、活動休みとなります。

《自宅と児童館までの往復路で地震が発生した場合》

自宅、又はその他安全な場所へ移動してください。

《来館中に地震が発生した場合》

- ・ 児童館職員と、安全な場所に避難します。
- ・ 状況により、活動を続けるか中止するかを判断します。
活動が中止となった場合は、連絡いたします。連絡があった場合は、近隣の安全を確認し、至急児童を迎えにきてください。

※その他、雷や豪雨を含め、来館に危険が生じる状況が発生した場合は、各ご家庭の判断で来館を見合わせてください。

避難場所



保険契約の内容

☆児童館小学生育成事業管理下個人賠償責任保険

児童館小学生育成事業開設中に児童の行為で偶然に、その他児童および第三者に身体障害・財物損壊を与えた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します(但し、児童館設備や備品は対象外です)。

身体障害 1,000万円(免責0円)

財物損壊 1,000万円(免責0円)

☆普通傷害保険

児童館の施設内や自宅と児童館までの通常の往復経路途中において発生した偶然の事故により、児童が傷害を被った場合に支払われます。

死亡・後遺障害保険金 150万円

入院保険金(180日限度)1日につき2,000円

通院保険金(90日限度)1日につき1,000円

※通院は事故日より180日以内の、その傷害による通院の日数に対して90日を限度とする。

※事故の状況によっては保険金が支払われないこともありますのでご注意ください。

(例)被保険者の故意による事故、親子・兄弟など同居親族に対する損害賠償事故等

- ・ 傷害保険請求の手続きは完治してからになります。治療が完了しましたら、指導員に申し出てください。なお、完治するまでの医療費については、保護者負担でお願いします。
- ・ (通院)日額1,000円の保険ですので、治療費が全額補償されるわけではありません。
- ・ 来館中における傷害、病気等の応急処置は児童館で行いますが、同時に保護者の方へも連絡しますので、その後の通院や看護は保護者がおこなってください。
- ・ 傷害・賠償責任保険料の一部を負担していただいています。(諸費に含む)

児童館メイト

児童館「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という児童福祉法の理念に基づき、子どもの権利条約における、「生きる権利」・「守られる権利」・「育つ権利」・「参加する権利」という包括的な権利を実現・確保し、「富田林市人権行政推進基本計画」に基づいた事業を地域社会の中で展開する児童福祉施設です。よって児童館はこれらの法、条約、計画をふまえ、同和問題や子どもの貧困問題、女性、障がい者、高齢者、外国人等をめぐる人権課題の解決に向けて貢献し、関係機関や地域の人々と共に子どもの健全育成に努めています。

児童館メイトは、「18歳未満のすべての子どもの遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成する」という富田林市立児童館の設置目的に賛同する児童・生徒の保護者、児童館活動のOB及びOG、児童館近隣地域の住民等で構成される、児童館のバックアップチームです。

子どもが児童館活動に登録される保護者の方につきましては、情報交換の必要性からも皆様にご登録いただくこととなっております。入会金や会費等は一切不要です。

全国的に子育てのための地域連携をされている「未来子育てネット」の活動に則して「親子や世代間の交流・文化活動」「児童養育に関する研修活動」「児童事故防止のための活動」「児童福祉の向上に寄与する活動」「児童館利用活動」の5つを活動の柱とします。

令和6年度

児童館小学生育成事業 コースご案内

	ひまわりコース	あおぞらコース
学童クラブとの併用	併用できません	併用できます
対象	小学1年生～4年生	小学1年生～6年生
児童の動き	保護者の連絡なしでは 早退できません	活動時間内は 出入り自由です
給食	利用できます	利用できません
送り迎え	新堂小学校 富田林小学校 以外の児童は 必要です	必要はありません ただし、行き帰りの 安全に配慮をお願いします
登録受付期間 ※保護者の方が お申し込みください	①1/10(水)～2/20(火) ②4/6(土)～6/19(水) ③9/2(月)～3/21(金) ※①の受付期間に登録完了された方は、4月1日より利用できます。②③の受付期間に登録完了された方は、翌日より利用できます。	令和6年1/10(水)～ 令和7年3/29(土) ※令和6年3月30日までに登録完了された方は、4月1日より利用できます。4月1日以降に登録完了された方は、翌日より利用できます。